



# ANNUAL REPORT

VOL. 7 2022 - 2023



ひとに、ひたむきに。  
社会福祉法人  
名古屋市社会福祉協議会

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階

電話 052-911-3192 FAX 052-913-8553

URL <https://www.nagoya-shakyo.jp/> E-mail [nagoyaVC@nagoya-shakyo.or.jp](mailto:nagoyaVC@nagoya-shakyo.or.jp)



## アフターコロナの環境変化と本会の使命

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会  
会長 河内 尚明

私たちの生活や価値観の大きな転換点となった新型コロナウイルスへの対応は、3年間の月日を経て一つの節目を迎えました。

この3年を振り返りますと、当然ながら地域福祉分野も多大な影響を受けました。通いの場をはじめとする地域福祉活動の停滞、それに伴う高齢者の活動意欲の低下や社会的孤立、経済的困窮の深刻化、生活課題の把握の難化など、これまでにない状況に対して試行錯誤を重ねながらの事業運営となりました。

感染症としての位置づけが変化したとはいえ、この3年間で断ち切られてしまったつながりの再生には一定の時間とノウハウが必要となります。今後は、コロナ禍以前に実施していた取り組みを再開するとともに、コロナ禍でヒントを得た新たなつながり方も活用しながら地域づくりに取り組んでいくことが求められています。

また、令和4年10月より重層的支援体制整備事業の実施区を拡大するなど、コロナ禍を経てより複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が不可欠です。本会は、約300名の一般職員のうち、採用後3年以内の職員が約50名と非常に可能性を持った組織であります。組織の中核を担う中堅職員の経験値と築いてきたネットワーク、若い職員たちの行動力

と柔軟な発想力を集結し、本会が掲げる「ひとに、ひとむきに。」の信念をもって事業に取り組んでいく所存です。

さて、本アニュアルレポートでは、令和4年度の事業展開の中から象徴的な取り組みを取り上げています。

特集の1つ目では、安定した生活の基盤である「住まい」の支援を担う居住支援コーディネート事業と、事業の拠点である住まいサポートなごやをご紹介します。高齢や障がい等により民間賃貸住宅への入居に配慮を要する方が継続的に住み続けられる住まいの確保に関する支援の重要性を鑑み、令和4年10月に名古屋市から事業を受託・開始しました。

特集の2つ目には、名古屋市認知症相談支援センターでの動画による情報発信の取り組みを、職員へのインタビューを交えてご紹介します。コロナ禍で講演や交流会の開催が制限されたことをきっかけに始まった取り組みであり、職員の実践発表の場として法人内で毎年開催している地域福祉実践発表会（通称：チャレンジ発表会）で令和4年度の最優秀賞を受賞しました。

本紙をきっかけに本会の活動をより深くご理解いただき、一層のご支援を賜りたくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

■ トップメッセージ	2
■ 特集① 住まいサポートなごや(名古屋市居住支援コーディネート事業)の取り組み	3
■ 特集② 認知症の人と家族の語りを伝える動画配信	6
■ 本会の組織体制	7
■ 事業実績・事業計画	8
■ 財務状況・会員制度	10

## 特集①

## 住まいサポートなごや（名古屋市居住支援コーディネート事業）の取り組み

平成29年10月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」）が改正され、「新たな住宅セーフティネット制度」が創設されたことに伴い、本会でも以前からニーズのあった居住支援への取り組みを強化してきました。令和4年10月からは、約2年間のモデル実施を経て、名古屋市から居住支援コーディネート事業を受託・開始しました。本特集では、居住支援や住まいサポートなごやの取り組みをご紹介します。

### 住宅確保要配慮者への支援の必要性

生活の基盤となる「住まい」は、安心して自立した生活に必要な不可欠な要素の一つです。しかし、高齢や障がい、低所得などの理由で、住まいの確保に配慮が必要な方がいます。制度上、このような方々は「住宅確保要配慮者<sup>★1</sup>（以下「要配慮者」）」とされ、少子高齢化に伴って今後も増加する見込みです。

また、総人口が減少する中、今後公営住宅の大幅増が見込めない一方で、民間の空き家や空き室は増加傾向にあります。しかし、民間賃貸住宅では要配慮者の入居に抵抗感を示す賃貸人もいることから、要配慮者が民間の賃貸住宅に円滑に入居できるよう支援する仕組みとして「住宅セーフティネット制度」が新たに創

設されました。

制度では、要配慮者の入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）の登録制度、登録住宅には一定の要件のもとで改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を柱としています。

#### 要配慮者の居住支援にかかる主な動向

（○…国、□…市、●…本会）

平成29年10月

- 住宅セーフティネット法の改正
- 住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置

令和元年12月

- 居住支援法人への指定

令和2年11月

- 居住支援コーディネートモデル事業受託・開始（令和4年9月30日まで）

令和4年10月

- 居住支援コーディネート事業受託・開始（令和9年9月30日まで）

#### ★1 住宅確保要配慮者とは

##### 住宅セーフティネット法

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯

##### 国土交通省令

外国人等、都道府県や市区町村が定める者

（例：新婚世帯等）

### 本会の居住支援への取り組み

地域共生社会の実現を目指す中、居住支援においても、「住まいの確保」と「必要な医療や介護、生活支援など入居者支援」を一体的に展開することが求められています。

本会では、平成29年から名古屋市居住支援協議会へ参画。令和元年12月からは居住支援法人<sup>★2</sup>の指定を受け、賃貸住宅への入居相談、入居後の生活や福祉制度・生活支援サービス等利用の相談に対応しています。

令和2年12月からは名古屋市から居住支援コーディネートモデル事業を受託し、支援の拠点として住まい

サポートなごやを開設。約2年間のモデル事業を経て、相談ニーズが顕在化してきたことから、令和4年10月から5年間の居住支援コーディネート事業を受託・開始しました。

#### ★2 居住支援法人

住宅確保要配慮者の居住支援の新たな担い手として都道府県が指定するもの。

令和5年9月現在、名古屋市内を活動圏域とする居住支援法人は21団体。

## 住まいサポートなごやの取り組み

住まいサポートなごやは、本会と公益社団法人愛知共同住宅協会（愛住協）がコンソーシアムで受託し、福祉及び住宅の分野における専門性とネットワークを活かして運営しています。要配慮者や関係機関、大家・不動産事業者等からの相談に応じ、要配慮者の安定的な住まいの確保や継続支援、大家・不動産事業者支援、

居住支援のネットワークづくり等を行っています。

事務所は、幅広い相談に対応し、地域共生社会を目指す中核機関である「仕事・暮らし自立サポートセンター金山」に併設し、住まいも含めた様々な生活課題の相談にワンストップで対応し、包括的な支援につなげています。

## 住まいサポートなごやの主な取り組み

### ①民間賃貸住宅の住まい探しのサポート

名古屋市「住まいの相談コーナー」での要配慮者への民間賃貸の物件情報の提供や継続支援の調整

### ②福祉関係者・機関と連携した入居等サポート

福祉関係者・機関等からの相談による住まい探しや入居後の居住の安定確保に向けた支援の調整

### ③セーフティネット住宅の不動産事業者や大家への支援

要配慮者のお困り事の相談や、セーフティネット住宅、孤立死・残置物に係る包括的損害保険への登録希望の相談

### ④居住支援活動のネットワークづくり

名古屋市居住支援法人ネットワーク連絡会や居住支援セミナーの開催等、居住支援活動の普及啓発やネットワークづくり

## 相談の流れと主な支援事例

住まいサポートなごやには、関係機関や要配慮者本人からあわせて月50件～60件ほどの新規相談が寄せられます。相談者の内訳としては、関係機関からの相談が7割を占めています。（下図1参照）支援の対象となる要配慮者の割合は高齢者と経済的困窮者の割合が高く、精神・身体障がい、生活保護、外国人のほか、離婚やDV、子育て世代や若い世代への支援事例もあります。（下図2参照）

相談が寄せられると、本人の収入、住まいの希望や健康状態にとどまらず、社会参加の状況などもヒアリングして賃貸住宅を提案し、内見、契約、引っ越し、フォローアップなど必要に応じて行います。

支援の過程で、関係機関との調整や、適切なサービスや支援につなげるなど、要配慮者がその地域で安定した生活を送れるよう支援を行っています。

中には、退去の期限が迫っているなど緊急を要する

### 令和4年度関係機関からの新規相談の状況

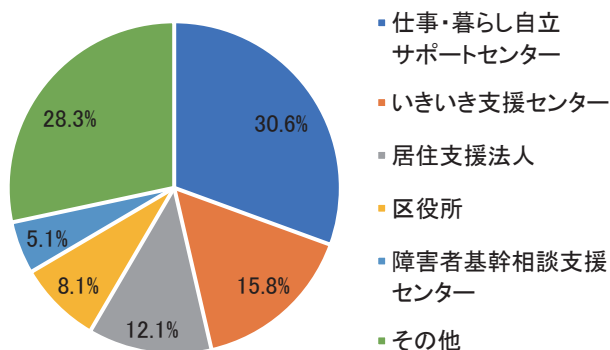


図1 相談元別内訳

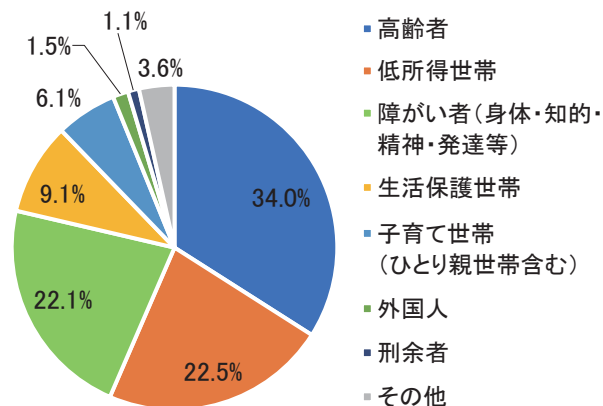


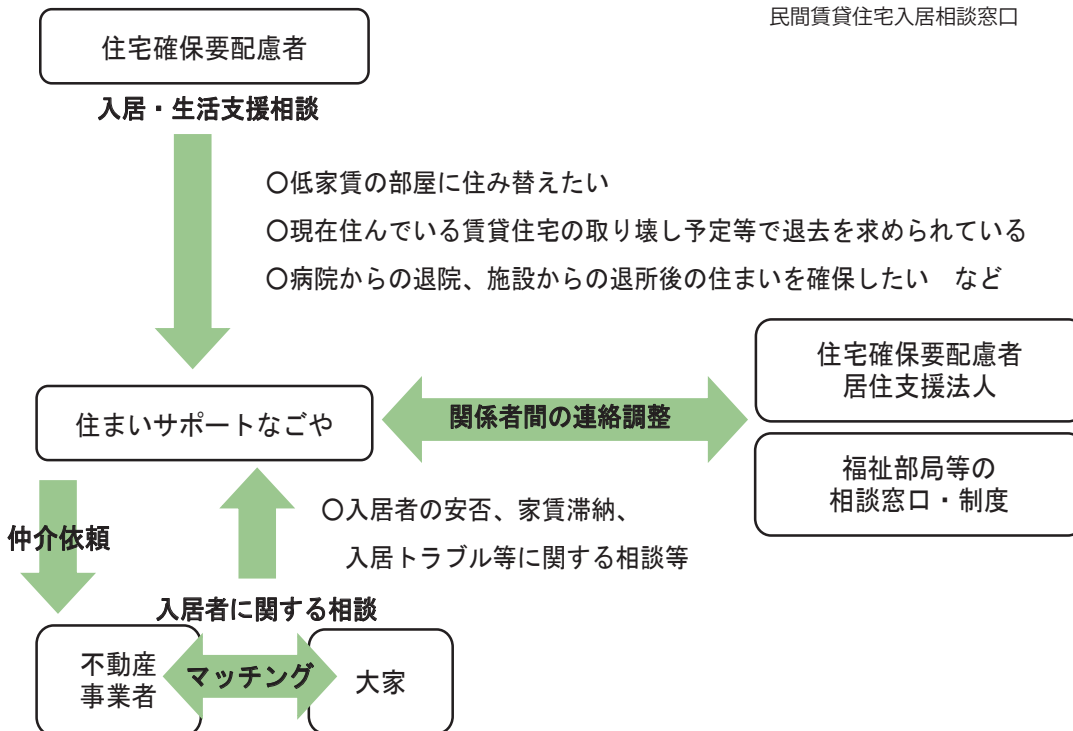
図2 世帯属性別内訳（重複あり）

ケースや、住まい以外にも複合的な生活課題を抱えていたり、入居後も含めた継続的な支援が必要なケースもあり、支援を必要とする段階や程度は相談者によって異なります。そのため、相談者の意思や個性を尊重しながら、居住支援法人など関係機関とネットワークを組み円滑な入居につなげます。



民間賃貸住宅入居相談窓口

### 住まいサポートなごやへの相談の流れ



### 今後の事業展開について

現在、要配慮者の民間賃貸住宅の入居にあたり課題となっているのが、身寄りがなかったり家族と疎遠であり、賃借人や保証会社に届け出る緊急連絡先が確保できず、円滑に入居が進まないケースです。これを解消するため、住まいサポートなごやでは、居住支援法人に緊急連絡先の引き受けを依頼する事業を実施しています。入居者の状況把握や賃借人から連絡があった場合の対応など、一般的に緊急連絡先となった人が求められる役割を居住支援法人が担えるようにすることで、大家さんの負担の軽減や不安の解消を図っています。

また、単身高齢者が入居可能な住居の確保を図るため、令和4年12月から名古屋市が保険料を負担して、孤立死が発生したことによる大家の損失を補償する「孤立死・残置物に係る包括的損害保険」の受付を開始。要配慮者、不動産事業者・大家双方

に対する支援を拡充しています。

本会が居住支援に取り組む意義として、住まいも含めた包括的支援の実現、不動産業界をはじめとする新たなネットワークの確保が期待できる点が挙げられます。住まいの困りごとは、これまでもそれぞれの相談拠点で一定のニーズがありました。今後も、住まいサポートなごやのノウハウやネットワークも活用し、社協全体で居住支援に取り組み、あらゆる方を対象とした継続的・包括的な事業展開を目指していきます。

#### ■お問い合わせ先

#### 住まいサポートなごや

名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番7号 富春ビル4階  
(名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山内)  
TEL 052-684-8597 FAX 052-684-8132

## 認知症の人と家族の語りを伝える動画配信

認知症相談支援センター（以下「センター」）では、「認知症の人やその家族が安心して暮らせるまち・なごや」を目指して、認知症への理解促進、医療と介護の連携強化、地域における支援体制づくりなどを通して認知症の人やその家族への支援を行っています。

Web サイトや各 SNS では情報発信・啓発にも取り組んでおり、今回はその一環である動画での情報発信を特集します。

### コロナ禍をきっかけとしてスタート

センターの活動の中で『当事者の声からまちづくりを進める視点』を重視し、これまで認知症の人のやりたいことの実現や声を届ける様々な活動を行ってきました。コロナ禍により以前と同じ活動が難しくなる中、安心・安全に発信を続けられる新たな方法として、公式 YouTube チャンネルでの動画配信を始めました。

コンテンツの一つである『認知症とともに歩む人のまなざし』は、認知症に向き合う当事者の語りや思いをまとめたシリーズ動画です。動画のコンセプトは、認知症や認知症の人について正しく理解してもらうこと、認知症の人の励みや希望になること。そして、このシリーズ動画の多くは、編集、ナレーション入れなどの過程で多様な関係機関やボランティアの協力を得て制作されています。

### 当事者の方の変わらない思いを形に残し、伝えたい

令和4年度までセンターに所属していた松井主事は、シリーズ動画の一つである若年性認知症当事者の A さんの経験や思いを綴った動画『認知症とともに笑顔で生きる』の制作に関わりました。それまで動画編集の経験はありませんでしたが、A さんの思いを形に残せるよう、A さんのご家族や、継続して関わってきたパートナーと内容について何度も話し合っ A さんへの理解を深め、試行錯誤しながら取り組んだといいます。

「認知症の人を元気にしたい」という A さんの意向を尊重し、講演活動や地域の相談窓口での活動に精力的に取り組まれている様子を交えつつも、発症時の葛藤や、病状の進行による悩みにも向き合った動画となっています。

松井主事は、「認知症だからといって全て忘れてしまうわけではなく、思いや伝えたいことは変わらずご本人の中にあります。完成した動画を見ていただいた時、A さんが涙を流されていたのを見て、伝えたいことを具現化できたのかなと感じました」と話します。

YouTube チャンネルの動画は、認知症の人の支援に関わる専門職や認知症サポーターフォローアップ、当事者向けの講演会などで紹介し、認知症についての理解と共感の促進に活用されています。



松井 今日子 主事  
(令和4年度認知症相談支援センター所属)

「認知症だって元気で明るくやっている」

「認知症のもつ暗いイメージを変えたい」



「認知症の人を元気にしたい」

『認知症とともに笑顔で生きる』

認知症相談支援センター  
YouTube チャンネルはこちら



### ■お問い合わせ先

#### 名古屋市認知症相談支援センター

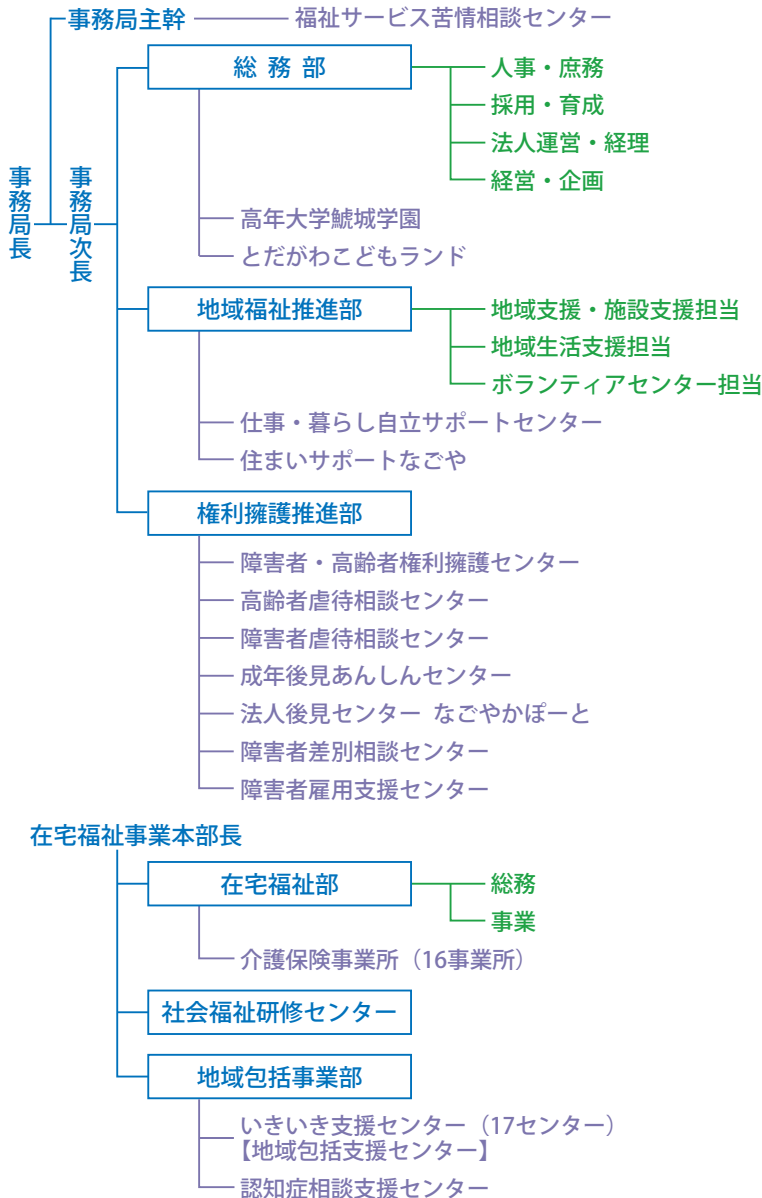
名古屋市昭和区阿由知通3-19 昭和区役所6階

TEL 052-734-7079 FAX 052-734-7199

HP <http://n-renkei.jp/>

# 本会の組織体制

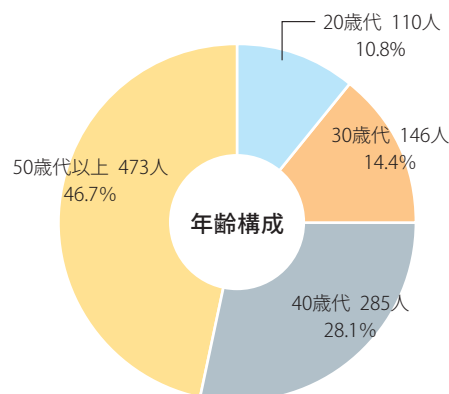
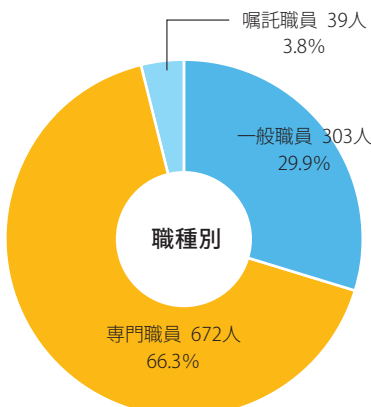
## 組織図 (令和5年4月1日現在)



## 主な実施事業

- 福祉サービス苦情相談事業
- 指定管理施設（総合社会福祉会館、とだがわこどもランド、鯨城学園）の運営
- 地域福祉推進協議会事業の支援
- ふれあい給食サービス事業
- ふれあいネットワーク活動の推進
- 地域支えあい事業
- 高齢者サロンの整備等生活支援推進事業
- ふれあい・いきいきサロン活動の推進
- 子ども食堂推進事業
- 重層的支援体制整備事業
- 仕事・暮らし自立サポートセンター
- 住まいサポートなごや
- 高齢者はつらつ長寿推進事業
- 生活福祉資金貸付事業
- ボランティアセンター事業
- 地域の支え手応援事業
- 地域の子ども応援事業
- 災害時のボランティア活動支援
- 福祉教育・福祉学習の推進
- はばたきサポート事業
- なごや・よりどころサポート事業
- 障害者・認知症高齢者権利擁護事業
- 成年後見あんしんセンター事業
- 法人後見事業
- エンディングサポート事業
- 高齢者虐待相談センター事業
- 障害者虐待相談センター事業
- 障害者差別相談センター事業
- 障害者雇用支援センター
- なごやかヘルプ事業
- 居宅介護支援事業
- 通所介護事業
- 社会福祉研修センター事業
- いきいき支援センター事業（地域包括支援センター）
- 認知症相談支援センター事業

## 職員の状況 (令和5年4月1日時点1,014人)



## 令和4年度事業実績

### ■ 高年大学鯉城学園 (指定管理)

総務部



音楽専攻の講座

高齢者の生きがいづくりと、地域活動の核となる人材養成を行うための2学年制の学園です。講座や各種行事の実施及び学生会活動などの支援のほか、ボランティア活動をはじめ、様々な地域活動への参加を促進しています。

令和4年度入学者数 **707**人  
(令和2年度～3年度の休校期間の出願者含む)

鯉城会(卒業生の同窓会組織) 会員数 **2,212**人

各区鯉城会による ボランティア活動件数 **11,540**件

### ■ 地域の支え手応援事業

地域福祉推進部



成果報告会・交流会

地域の支えあい活動、課題解決活動への参加や立ち上げ等を支援するため、以下の3つの事業を行っています。

○住民の地域活動参加支援(マンパワーサポート)事業 **731**人(平成17年度～令和4年度参加者数)

○地域の困りごと解決応援助成(ファンドサポート)事業 **111**団体(平成18年度～令和4年度助成団体数)

○活動継続応援(アクションサポート)事業  
相談**40**件、研修会交流会**45**回(平成17年度～令和4年度実績)

※この事業は令和元年度まで行われた「地域福祉リーディングモデル事業」の後継事業であり、実績は合算しています。

### ■ エンディングサポート事業

権利擁護推進部



相談の様子

自身の死後に不安を抱える高齢者が安心して生活を送ることができるよう、葬儀・納骨、残存家財処分等を行う契約を締結することで支援する「なごやかエンディングサポート事業」および令和4年10月より名古屋市から受託した「名古屋市あんしんエンディングサポート事業」を実施しています。

○なごやかエンディングサポート事業 延相談者数 **1,673**人

○名古屋市あんしんエンディングサポート事業 延相談者数 **468**人

### ■ なごやかヘルプ事業 ■ 居宅介護支援事業

在宅福祉部



介護職員向け研修

#### なごやかヘルプ事業

高齢者や障がい者などの自宅にホームヘルパー(なごやかスタッフなど)を派遣し、介護や家事などの支援を行うことで、その人らしい生活を応援しています。

延利用者数 **44,108**人

#### 居宅介護支援事業

介護支援専門員(ケアマネジャー)が居宅サービス計画の作成や要介護認定の申請など、介護保険の利用についての支援を行い、在宅での生活を応援しています。

延利用者数 **45,478**人



## 令和5年度事業計画

### ■ 重層的支援体制整備事業の推進

モデル実施8区については、当該区社協とともに、包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくり支援の3つの支援を一体的に行いながら、効果的かつ着実な事業の推進を図ります。

### ■ 子ども食堂への支援の拡充

子ども食堂等を総合的に支援するコーディネート事業を名古屋市から受託し、子ども食堂等の立上げや運営に関する総合相談や、支援機関や地域とのネットワークづくり等に取り組むことで、子ども食堂の円滑な運営やさらなる活動の充実に向けた支援を行います。

### ■ 障害者・高齢者権利擁護センター西部事務所の開設

増加する利用申込者に対応するため、職員体制の強化を図ります。また、現状の課題の一つとなっている待機期間の短縮と相談支援体制を強化するため、4つ目の拠点となる西部事務所を開設（令和6年3月予定）します。

### ■ なごやか地域福祉2029の策定

本会と名古屋市が一体的に策定した「なごやか地域福祉2020」の次期計画となる「地域福祉に関する計画（仮称）」（第4期名古屋市地域福祉計画・第7次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画）の策定に向け、名古屋市とともに策定作業に取り組みます。

### ■ 在宅福祉事業プランの推進・策定

第5次在宅福祉事業プラン（平成30年度～令和5年度）の最終年として、引き続き専門職員及びなごやかスタッフの確保に努めるほか、なごやかヘルプ事業における実績報告のペーパーレス化等、ICTのさらなる活用による業務効率化を図ります。

また、次期計画である第6次在宅福祉事業プランの策定に向け、令和6年度の介護保険制度改正も注視しながら取り組みます。

## 令和4年度新規採用職員紹介

権利擁護推進部 成年後見あんしんセンター 齋藤 光 主事

私は権利擁護推進部の、成年後見あんしんセンターに配属されています。

私の主な業務は、成年後見制度に関する各種相談、市民の方が後見人を受任する市民後見人の監督・活動支援です。

センターでは、認知症等で判断能力が低下し困っている、金融機関における手続きや不動産等の売却ができなかった、という相談をご親族や福祉関係者の方から日々お受けしています。

判断能力が不十分であることで、不利益を被る方が地域にはたくさんいると感じています。戸惑いや焦りを抱えた相談者に対し、困りごとが何かを伺い、相談者の立場で解決策をチームで考えるように、私は心掛けています。

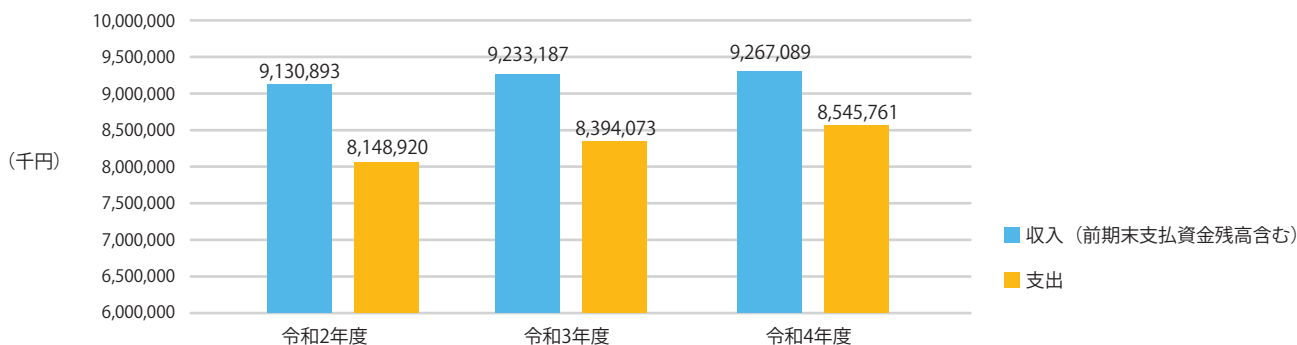
また、市民後見人の活動支援の一環として、活動に同行することも度々あります。市民後見人が定期的にご本人を訪問する中で、ご本人の声に出せない思いや悩みに気づくことも多く、その姿から私自身は日々勉強させていただいています。

時には大変なこともあります。私にとってはすべて貴重な経験です。これからも積極的に学ぶ姿勢を持ち、皆さんに頼られる職員を目指していきたいと思っています。



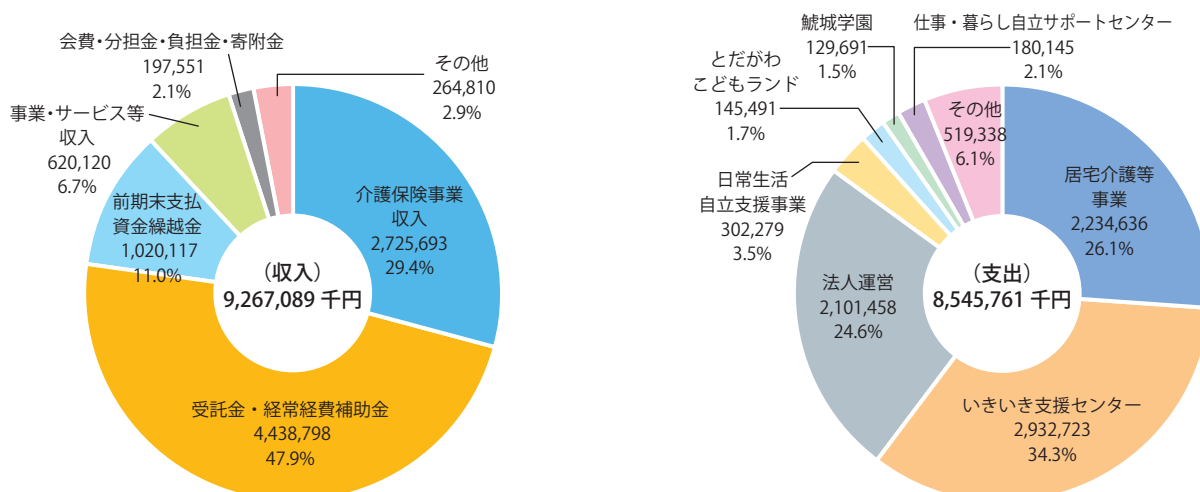
# 財務状況

## 過去3年間の収支決算額の推移



## 令和4年度決算額の内訳

(単位：千円)



## 貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
〈資産の部〉				〈負債の部〉			
流動資産	2,186,062	2,389,366	△203,304	流動負債	1,554,539	1,626,737	△72,198
固定資産	10,605,915	10,658,656	△52,741	固定負債	2,447,296	2,415,744	31,552
基本財産	1,105,895	1,109,642	△3,747	負債の部合計	4,001,835	4,042,481	△40,646
その他の固定資産	9,500,019	9,549,014	△48,995	〈純資産の部〉			
				基本金	1,147,104	1,147,104	0
				基金	5,274,119	5,326,420	△52,301
				国庫補助金等特別積立金	365	72	293
				その他の積立金	1,503,725	1,488,108	15,617
				次期繰越活動増減差額	864,826	1,043,834	△179,008
				(うち当期活動増減差額)	△232,416	△221,652	△10,764
				純資産の部合計	8,790,139	9,005,540	△215,401
資産の部合計	12,791,977	13,048,022	△256,045	負債及び純資産の部合計	12,791,974	13,048,021	△256,047

\*金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

## ■ 事業活動計算書（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

(単位：千円)

勘定科目	当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)
〈サービス活動増減の部〉			
サービス活動収益計 (1)	7,982,162	7,761,119	221,043
サービス活動費用計 (2)	8,284,882	8,062,921	221,961
サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)	△302,720	△301,802	△918
〈サービス活動外増減の部〉			
サービス活動外収益計 (4)	72,547	83,150	△10,603
サービス活動外費用計 (5)	1,874	3,019	△1,145
サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)	70,673	80,131	△9,458
経常増減差額 (7) = (3) + (6)	△232,047	△221,671	△10,376
〈特別増減の部〉			
特別収益計 (8)	0	18	△18
特別費用計 (9)	369	0	369
特別増減差額 (10) = (8) - (9)	△369	18	△387
当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)	△232,416	△221,652	△10,764
〈繰越活動増減差額の部〉			
前期繰越活動増減差額 (12)	1,043,834	1,196,635	△152,801
当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)	811,417	974,982	△163,565
基本金取崩額 (14)	0	0	0
基金取崩額 (15)	69,026	58,111	10,915
その他の積立金取崩額 (16)	1,577	43,783	△42,206
その他の積立金積立額 (17)	17,194	33,042	△15,848
次期繰越活動増減差額 (18) = (13) + (14) + (15) + (16) - (17)	864,826	1,043,834	△179,008

※金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

## 会員制度

本会の目的に賛同し、社協の一員として地域福祉の推進にともに取り組んでいただける社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティア団体などを対象に、会員制度を設けています。

## ■ 会員数（各年度3月31日時点）

号	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1号	区社会福祉協議会	16	16	16
第2号	社会福祉関係事業者	1,302	1,302	1,307
第3号	民生委員、児童委員又はその代表	4,284	4,271	4,265
第4号	社会福祉に関係ある団体	28	30	30
第5号	社会福祉に関する活動を行っている市民活動団体	20	20	19
第6号	社会福祉関係公務員	5	5	5
第7号	学識経験者	10	10	10
合計		5,665	5,654	5,652

## 本会へのご支援について

本会の理念に賛同し、支えてくださる方を募集しています。  
お申し込みは個人や法人・団体ともに常時受け付けております。

### ■ 市社協サポーター（賛助会員） ■

本会の目的に賛同してくださる個人や法人・団体を対象に、賛助会員制度を設けております。

#### 会費額（年会費）

個人	： 1口	2,000円	1口以上何口でも
法人・団体	： 1口	10,000円	1口以上何口でも

【お問い合わせ先】 総務部 電話：052-911-3192

### ■ 名古屋市福祉基金 ■

名古屋市の地域福祉と子育て支援の推進のための基金として、市内における様々な活動のために活用させていただきます。

【お問い合わせ先】  
総務部 電話：052-911-3192

### ■ なごや・よりどころサポート事業 ■

名古屋市内の社会福祉法人と連携し、参加法人からの拠出金・市民からの寄附金による基金をもとに、既存の制度では対応しきれない地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを行っています。

【お問い合わせ先】  
地域福祉推進部 電話：052-911-3193

本会への寄附金・賛助会費は税制上の優遇措置を受けられます。

詳しくは本会ウェブサイトもご覧ください。

